

議案第 37 号

大口町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

大口町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 6 月 3 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、「大口町老人福祉センター（風呂）」の利用料金の支払い方法を改めることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大口町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成15年大口町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項ただし書きを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大口町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(利用料金) 第 1 0 条 略 2 老人福祉センターを利用しようとする者 (以下「利用者」という。)は、前項の利用料 金を利用申請時に前納しなければならない。	(利用料金) 第 1 0 条 略 2 老人福祉センターを利用しようとする者 (以下「利用者」という。)は、前項の利用料 金を利用申請時に前納しなければならない。 <u>ただし、風呂を利用しようとするときは、入 場券購入により支払うものとする。</u>